

特定教育・保育施設の利用定員について

1. 概要

子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費等の支給を受けようとする事業者は、その事業所の所在する市町村長による当該支給に係る施設としての確認を受ける必要があります。

そして、確認には当該施設の利用定員を設定する必要がありますが、その設定をするときは、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされていることから、今回その意見を聴取するものです。

なお、利用定員の増加・減少をしようとするときは、意見の聴取は不要となっています。

2. 利用定員を設定する特定教育・保育施設について

今回、利用定員を設定する特定教育・保育施設は、幼稚園の1件です。当該施設の概要は、以下のとおりです。

| | |
|-------|---|
| 施設名 | パドマ幼稚園 |
| 所在地 | 玉川二丁目6番12号 |
| 区分 | 幼稚園 |
| 事業開始日 | 令和2年4月1日 |
| 認可定員 | 140名 |
| 代表者 | 川崎 泰泉（学校法人紅葉学園 理事長） |
| 園長 | 川崎 泰泉 |
| 開所曜日 | 月曜日～土曜日 |
| 休園日 | 日曜日・祝日・年末年始・夏休み等 |
| 開所時間 | 7時30分～18時30分（平日等） |
| 施設設備 | 敷地面積 1,568 m ² 、園舎 1,025 m ² 、園庭 772 m ² |
| 備考 | 私学助成の幼稚園から施設型給付費の支給を受ける幼稚園に移行 |

3. 利用定員の設定について

利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、恒常的に利用人員が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することが必要です。

○利用定員の設定案

| No. | 施設概要 | | | 整備類型 | 認可定員 | 利用定員 | | | | | | 直近の利用人数 (R2.1) | 過去3年間の利用人数(参考) | | |
|-----|--------|------------|------------|----------------|------|------|----|----|----|----|------|-------------------|----------------|--------|--------|
| | 名称 | 教育・保育施設の種類 | 設置の場所 | | | 計 | 1号 | 2号 | 3号 | 0歳 | 1・2歳 | | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 |
| 1 | パドマ幼稚園 | 幼稚園 | 玉川二丁目6番12号 | 子ども・子育て新制度への移行 | 140 | 90 | 90 | 0 | 0 | 0 | 0 | 87 | 83 | 81 | 89 |
| 合計 | | | | | 140 | 90 | 90 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |